

障害厚生年金受給資格の改正を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

飛梅の会

代表 越智須美子

徳永 響弁護士

篠木 潔弁護士

請願書の趣旨

若年性認知症に罹患した患者は、自らの変調を認識できず、診療を受けないまま退職を余儀無くされることが多い。このため、在職中に診療を受けていなければならないとする現行の厚生年金保険法第47条第1項によっては、障害者厚生年金の受給資格が認められない。

よって、若年性認知症の場合は在職中の初診がなくとも受給資格を認める旨の改正を求める。

【請願の理由】

若年性認知症は働き盛りに発病する病気であり、本人はおろか周囲の家族でさえも病識を持つことが困難なところにその特色があります。

一例を挙げればAさんは、47歳ときに道に迷い始め、社内会議の内容が理解できない、仕事が終わっていないのに会社には、仕事完了の書類を出し、発注ミスを繰り返す等して、社内で孤立し精神的に追い詰められていきました。家族はAさんが病気であると気付かないままAさんが精神的ストレスから解放されるならばと退職にも賛成してしまいました。

Aさんが若年性認知症の診断を受けたのは、退職からわずか2年後です。

若年性認知症に罹患した人の多くは、自らの症状を家族に話さず、一人で抱え込んで職場でも孤立する状況に陥ります。そして、家族は、患者を精神的に追い詰めている職場からの退職を許容してしまうため、本人は診療を受ける機会のないまま障害厚生年金の受給資格を喪失することになります。

厚生年金を支払っていたにもかかわらず、若年性認知症に特有の病態によって、その受給資格を失ってしまうことは不合理です。

よって、上記請願の趣旨記載の立法を求めます。

氏名	住所（都道府県名からご記入ください） 代筆不可
※注意	氏名・住所は同上、// は無効となりますので省略せずご記入をお願いいたします。
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

お手数おかけしますが、事務局まで郵送をお願い致します。

請願書送付先：越智須美子宛（ご家族やお知り合いにお声かけ、署名をお願いいたします）

〒814-0022 福岡県福岡市早良区原8丁目19-4

電話：080-6463-5849